

2020年10月19日（月）環境規制に関するウェビナーの質疑応答

	質問	回答
1	<p>第一部講演資料 P6 に、CO2 と省エネで罰則があると書かれているが、どのような内容が違反になりどのような罰則が規定されているか。</p>	<p>まず CO2 と省エネは別の法的枠組みとなっている。</p> <p>CO2 に関しては重点企業リストがあり、会社名が指定されている。重点企業に指定された場合、例えば CO2 に関する排出、モニタリング、排出報告、排出枠が定められ、遵守できない場合、外から排出権を購入するという規定がある。違反すれば、改善命令が出る。今のところ、生産停止、罰金まで踏み込んでいないが、次の五カ年規画では罰則が厳しくなると思われる。</p> <p>省エネに関しては、省エネ法という法律がある。これは一般の工場とエネルギーに特化したエネルギー重点企業、この二つの枠組みで処罰が決められている。共通して言えるのは、例えば国のほうで指定し、リストが公表されている古い生産設備は使用が禁止されている。例えば古いボイラーなど、リストにある製品を使っていれば、処罰の対象になる。そのほかにエネルギーの計量機器を導入していない、上限値が定められている単位製品当たりのエネルギー消費量が基準値を超える場合も処罰の対象になる。重点企業に指定された場合、さらに様々な義務が生じる。エネルギー状況の報告、エネルギー認証システムの導入、様々な施策がプラスアルファで導入され、またエネルギー管理の専門職の方をつける必要がある。これに従わない場合、様々な罰金、罰則、生産停止などの処罰規定がある。</p>
2	<p>化粧品のネイルや、スプレー缶などの吐出剤などが VOC 規制の対象になるか。</p>	<p>2020年3月に公布された、7製品 VOC 含有規制は関係がない。他の規定の枠組みで規制対象になってる可能性はある。</p>

3	<p>第一部講演資料 P11、質問内容 1 で、「対象品目を使用した製品・包装物等は規制対象外」とあるが、中文の GB30981-2020 から、製品の包装材への使用は規制の範囲ではないか。</p>	<p>包装材ではなく、包装に使う塗料が規制対象。包装自体を今回の規制で測定して検査するのではなく、あくまで、塗料が規制対象。印刷に使う塗料自体を検査することになる。</p>
4	<p>VOC 含有基準（GB 規格）の、上位の法律や条例は何か。</p>	<p>上位法の一番目は「大気汚染防止法」、そして各地方の「大気汚染条例」になる。加えて「標準化法」「製品品質法」（中国語：产品质量法）という上位法がある。メインになるのは「大気汚染防止法」。</p>
5	<p>第二部講演資料 P7 の「02 生産現場の職業健康管理が可視化されているか」の可視化とは具体的にどういうことか。</p>	<p>生産現場の従業員の健康管理を、わかりやすく、目立つ形にすること。例えば、粉塵が発生する場所で黄色の標示の貼り紙で警告する。安全、健康面から、溶剤など目に入る危険性がある場合、洗う場所を提示する。現場従業員に定期的に健康診断を受診させ、データ化し、健康の変化を可視化して管理する。</p>
6	<p>第一部講演資料 P14 固形廃棄物環境汚染防止法の改定(2020年9月1日施行)の「(2) 拡大生産者責任制①電器電子製品、二次電池で回収責任」について、電気電子機器とセットで販売される二次電池の回収責任は、機器メーカーと電池メーカー、どちらになるか。</p>	<p>かちつとした制度ができあがっておらず、今後、拡大生産者責任制が整備されていくと考えられる。実証事業は既に始まっているが、制度はまだ完成していない。今までの動きから見ると、機器メーカーに回収責任が生じることが推測される。</p>

7	<p>第二部講演資料 P4 VOC 発生に対し「工場は常に扉と窓を閉じること」とあるが、工場の天井にある熱排気ファンはどうすればよいか。吸気、排気をどう考えて工場の環境をつくればよいか。</p>	<p>まず工場の中で VOC が発生しているかどうかが一番大事。VOC が発生する工場は VOC 発生源の近くに VOC を収集するフードを設置しなければならない。フードの収集力はフードを設置している場所から一番離れている場所の吸い込み風速が 0.3M/S に達しなければならない。工場が元々ついているルーフファンは大きい。新規に設置する場合、環境局に相談する必要がある。吸気は外気を取り入れる空調とフィルターをつければよいが、排出する場合は必ず処理してから出すこと。</p>
8	<p>第二部講演資料 P19 環境保護と生産安全に投入する資金の目安となる基準があるか。例えば、会社の売上高の何%など。</p>	<p>環境と生産安全両方とも、業種や地域などによって大きく異なるため、所在地の当局に確認したほうがよい。</p>
9	<p>当社は日本から製品を中国へ輸出している。GB38507-2020 で規制されている有機溶剤を使った製品を日本で製造して、中国に輸出する場合、この GB に抵触するか。当社の製品は日本で製造する際に有機溶剤を使用するが、中国へ輸出する製品自体には有機溶剤は含まれていない。</p>	<p>規制対象になるのはインキの状態のもの。インキの状態でなければ規制対象にならない。もちろん他の規制もありうるが、今年公布された GB38507 の規制の対象外。</p>
10	<p>質問 3 の追加質問。自社製品に使用している包装材料が規制対象品だとしても、問題が無い、との理解でよいか。</p>	<p>あくまで今回の規制から見ると、GB30981 は塗料そのものに関する規制。包装に使う塗料の販売や輸出入業務が問題になり、包装物そのものを規制対象にしているわけではない。</p>

11	<p>第一部講演 P11 VOC 材料基準の適用性について。混合後の塗料、粘着剤、洗浄剤が対象になるとのことで、塗料の基準には「施工状態」で塗料を測定すると規定されているが、粘着剤と洗浄剤の基準にはそのような表現がなく、どう理解すればよいか。</p>	<p>粘着剤と洗浄剤は基本的に同じ考え方を取る。粘着剤の中にもいろいろな種類があり、種類毎にどのような状態で測定するかは書かれている。詳しいことは、GBに記載されており、区分ごとの測定段階がどうなっているかを確認する必要がある。</p>
12	<p>第一部講演資料 P11 質問内容 1 の対象外の意味は、4 種類の材料を作るための原材料が対象外との意味か。</p>	<p>その通り。</p>
13	<p>第二部講演 UV 活性炭装置のような処理能力が低い装置は、今後厳しくなるという話があった。燃焼設備か水性塗料を使うという話になると思うが、当社の事業では、生産量、装置の面から両方難しい。打開策がないか。</p>	<p>塗料を使う場合、処理前の VOC 濃度が高いと思われ、今後の方法として燃焼設備を使わなければならない。燃焼設備の中で触媒燃焼式を使えば投資はそれほど多くならない。濃度が非常に高い場合、蓄熱式脱臭装置 (RTO) やゼオライトなどを組み合わせる方法もあるが、方向性は今後燃焼式を採用しなければならないと思う。</p>

14	<p>今後、中国では水性塗料しか取り扱わなくなると聞いたが本当か。当社の事業では、生産量や乾燥にかけることが難しい点で、水性塗料しか使えないと厳しくなるが、よい方法がないか。</p>	<p>質問された企業の詳しい状況はわからないが、水性塗料しか使えないという強制的な規制は現在まだない。ただし、先程、第一部の講演にあったように今年3月4日に塗料に関する国の基準が公布され、今年12月1日に施行される。車などに使う塗料は、以前と比べて厳しくなっている。もし水性塗料に変えられない場合、6月29日に発表された重度大気汚染天気の重点産業緊急削減対応措置の指南書に業種別排出削減措置が決められている。A、B、C、Dのランクがあり、企業は自己評価しなければならない。ランクが低い場合、生産停止などを政府側から頻繁に要求され、その分の在庫を確保しなければならない。対応策として、今後はコストと時間をかけて、よい塗料やVOCが発生しにくい塗料に切り替えたほうがよい。</p>
15	<p>第二巡の国家環境査察で指摘された違反内容にはどのようなものがあるか。</p>	<p>中央環境査察でどのような内容が指摘されたのか、処罰されたのか、内容別の集計は公表されていない。全体的に見れば、化学業界が多い印象がある。</p>
16	<p>規制作成段階で意見募集稿の意見募集期間が短く、意見を織り込むことができない。新しい規制の内容を把握し意見を織り込む方法があるか。</p>	<p>新しい規制を確認する方法は、まず規制の意見募集稿の確認。当局、例えば環境局、安全局の公式ウェブサイトに公布されるのが一般的。天津市生態環境保護局の公式ウェブサイトには、地方の情報だけでなく、国の動きなど新しい情報も公示されている。</p> <p>情報は、環境アセスメント報告書を作成する第三者機関とコンサルタントに情報を提供してもらうことが早い。何か意見を出したい場合、当局の公式ウェブサイトに専用メールアドレスが公示されることが一般的なので、直接メールで連絡すればよい。または当局の窓口で直接足を運んで意見を出す。</p> <p>パブリックコメントの意見募集期間は短く、パブコメ版が公表されてから内容を検討しはじめたら募集期間が過ぎてしまうという問題がある。国務院は行政</p>

		<p>機関に企業への意見募集を積極的にやるよう求めている。例えばジェットロなどを通じて、然るべき政府機関に意見募集期間を少し長く取るよう要請するのも一つの方法。これは企業がすることではないが、企業側としてできることは、難しいかもしれないが、規制を作るチームに入れてもらうこと。外資企業には難しいかもしれないので、次の方法は、規制作りに関与している機関や専門家との交流を密にする。どのような機関が規制作りに関与しているかは、基本的に公表されることが多い。そのような機関との交流を通じて、今はどのような段階まで進んでいるかを聞くことができるではないか。</p> <p>ジェットロは中国日本商会、各地の日本人会等と協力し、中国日本商会の名義で毎年中国政府への建議をまとめた白書を作成している。企業からの意見・要望をもとに意見書を作成しているので、意見募集期間が短いなど中国政府への意見があれば、具体的な事例とともに要望アンケートに記入し提出してほしい。ジェットロから中国日本商会と共に関係当局に意見を挙げていく。</p>
<p>最後のコメント：</p> <p>第一部大野木先生：環境規制情報をできるだけ前広に収集ししっかり対応することが、非常に重要になってくる。</p> <p>第二部劉先生：企業は環境局に環境規制遵守に熱心に取り組んでいる姿勢を示したほうがよい。</p>		

以上